

議案第118号

京丹後市織物センター条例の一部改正について

京丹後市織物センター条例の一部を改正する条例を別記のように定める。

令和6年11月29日提出

京丹後市長 中山 泰

提案理由

新たな地域コミュニティ活動の拠点として峰山織物センターを活用するため、所要の改正を行うものである。

(別記)

京丹後市織物センター条例の一部を改正する条例

京丹後市織物センター条例（平成16年京丹後市条例第177号）の一部を次のように改正する。

別表第1中 「

小会議室
教養室

」 を 「

教養室

」 に改め、「小会議室、」を削る。

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。ただし、この条例の公布の日から施行の日までの間に行われる小会議室の利用の申請において、申請できる施設の利用の日は、施行の日の前日までに限るものとする。

京丹後市織物センター条例(平成16年京丹後市条例第77号)新旧対照表

現行				改正案			
京丹後市織物センター条例 平成16年4月1日 条例第177号				京丹後市織物センター条例 平成16年4月1日 条例第177号			
本則 (略)				本則 (略)			
別表第1(第9条、第16条関係)				別表第1(第9条、第16条関係)			
1-1 京丹後市峰山織物センター使用料				1-1 京丹後市峰山織物センター使用料			
利用施設	単位	使用料(円)		利用施設	単位	使用料(円)	
		昼間 (9:00~18:00)	夜間 (18:00~22:00)			昼間 (9:00~18:00)	夜間 (18:00~22:00)
大会議室	1時間	190	210	大会議室	1時間	190	210
小会議室	1時間	180	190	教養室	1時間	180	190
教養室				第1研修室			
第1研修室				第2研修室			
第2研修室							
1-2 京丹後市峰山織物センターの附属設備の使用料				1-2 京丹後市峰山織物センターの附属設備の使用料			
設備名	単位	使用料(円)		設備名	単位	使用料(円)	
冷房設備(小会議室、教養室、第1研修室に限る。)	1時間	利用する施設の1時間ごとの使用料の2分の1の額		冷房設備(____教養室、第1研修室に限る。)	1時間	利用する施設の1時間ごとの使用料の2分の1の額	
暖房器具	1台につき1時間	50		暖房器具	1台につき1時間	50	
2-2 (略)				2-2 (略)			
別表第2 (略)				別表第2 (略)			
				<u>附 則</u>			
				この条例は、令和7年4月1日から施行する。ただし、この条例の公布の日から施行の日までの間に行われる小会議室の利用の申請において、申請できる施設の利用の日は、施行の日の前日までに限るものとする。			